

令和元年度 奈良県青少年問題協議会議事録

1. 日時・場所

日時：令和元年6月12日（水）13：30～15：00

場所：奈良商工会議所4階小ホール

2. 出席委員（敬称略、順不同）

村井 浩 （奈良県副知事）
今井 光子 （奈良県議会文教くらし委員長）
目良 宣子 （山陽学園大学教授）
上原 夏子 （社会福祉法人奈良いのちの電話協会理事）
川上 範夫 （関西福祉科学大学教授）
葛谷 和順 （元奈良県高等学校生徒指導研究協議会会長）
小西 昇 （奈良県青少年指導員連絡協議会会長）
田辺 美紀 （弁護士）
藤本 雅美 （奈良県PTA協議会副会長）

3. 傍聴者

なし

4. 議事

- (1) 「青少年の携帯電話端末等使用に関する実態調査結果」について
- (2) 青少年を取り巻く有害環境対策の取組について
- (3) 奈良県青少年の健全育成に関する条例の改正骨子案について
- (4) その他

5. 会議の経過

事務局

お待たせいたしました。定刻になりましたので、只今から「令和元年度 奈良県青少年問題協議会」開催させていただきます。

はじめに、前回の協議会開催以降に、委員の交替がございました。僭越ではございますが、事務局より新任委員の方のご紹介をさせていただきます。県議会を代表して、奈良県議会文教くらし委員長今井委員でございます。

今井委員

今井です、よろしくお願いします。

事務局

学識経験の委員として、本日は欠席でございますが湯木委員が就任されました。

協議会には健全育成部会と指導育成部会の2つの部会を設けており、部会の所属は名簿のとおり、知事により指名されておりますことを申し添えます。なお、本日は、吉田委員、森川委員、千原委員、増永委員、湯木委員におかれましては、やむを得ず

ご欠席との連絡をいただいております。

次に、事務局の出席者を紹介させていただきます。くらし創造部、榊田部長でございます。

榊田くらし創造部長

榊田です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

同じく、くらし創造部、奥田次長でございます。

奥田くらし創造部次長

よろしくお願いいたします。

事務局

幹事課からは、青少年・社会活動推進課、東川課長でございます。

東川青少年・社会活動推進課長

よろしくお願いいたします。

事務局

同じく、青少年・社会活動推進課、池口課長補佐でございます。

池口青少年・社会活動推進課長補佐

よろしくお願いいたします。

事務局

県警察本部、少年課、杉本課長でございます。

杉本警察本部少年課長

よろしくお願いいたします。

事務局

県教育委員会、学校教育課、大橋課長補佐です。

大橋学校教育課長補佐

よろしくお願いいたします。

事務局

同じく、県教育委員会、生徒指導支援室、森本室長補佐です。

森本生徒指導支援室長補佐

よろしくお願いいたします。

事務局

同じく、県教育委員会、教育研究所、今西参事兼教育経営部長でございます。

今西教育研究所参事兼教育経営部長

よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、会議に入らせていただきます。まず初めに、協議会の副会長であります村井副知事よりご挨拶申し上げます。

村井副会長

お忙しいところ、また、暑い中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。各委員の皆様方におかれましては、それぞれの得意の分野で青少年の健全育成、そして、非行防止、有害環境の浄化活動等に尽力をいただきまして改めて感謝を申し

上げたいと思います。私が申すまでもありませんが、青少年の取り巻く状況というのは、その犯罪の凶悪化、そしてまた低年齢化、更に児童虐待、ひきこもり、全部一緒にまとめて申し上げるのは違うかもしれませんが、不登校、中途退学など、依然として深刻な状況であるというふうに認識をしております。これらの社会問題に対しまして、学校、家庭、そして、地域、行政がそれぞれの役割を十分に認識しながら、社会のモラルのルールを、身を持って実践していくこと、これが大切で互いに協力・連携していくことで、まず地域の教育力を育てるということ、そして、青少年を健全に育成していくということを改めて、再確認をしておきたいと思います。

本日の協議会では、まず報告事項でございますけれども、青少年の携帯電話端末等の使用に関する実態調査結果。そして、有害環境の浄化への取り組みの報告をさせていただきます。更には、自画撮り等被害を未然に防止するための奈良県青少年の健全育成条例に関する条例の一部の改正について、皆様方からご意見をたまわりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。時間をいただきますけれども、どうぞよろしくお願いいいたします。ありがとうございます。

事務局

ありがとうございました。それでは、早速、会議を始めさせていただきたいと思っております。本来なら、会長である知事が座長を務めるところではございますが、公務のため欠席させていただいておりますので、慣例により、村井副知事に座長として進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいいたします。

村井副会長

では、私の方で会議を務めさせていただきます。まず、事務的な事で恐縮でございますけれども、議事録署名人の指名でございますけれども、川上委員と小西委員にお願いしたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

それから、本日の会議について、特に非公開とすべき内容がございませんので、公開としてよろしいでございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

傍聴の方は、今のところありませんが途中であるかもしれませんので、その時にまたお伺い申し上げます。

それでは、議事に入ります。まず、議事一つ目、青少年の携帯電話端末等使用に関する実態調査報告について、事務局の方から説明をお願いいたします。

東川青少年・社会活動推進課長

では、お手元の資料でございますが、資料の1の1につきましては、今回の調査結果等を主な内容をまとめた資料となっております。説明は資料1の2でさせていただきます。

調査概要でございますが、この調査の目的はインターネット上の有害情報にかかります犯罪被害やトラブルから青少年を守る為、青少年が使用する携帯電話のフィルタリング利用等の実態を把握するために実施をしているものでございます。最新の調査結果につきましては、平成30年度に行った調査でございまして、昨年の12月に実施いたしました。アンケートにより無記名調査で、調査対象は県内の公立の小学校6年生、中学2年生、高校2年生の児童生徒の保護者1,800名を対象と致しまして、

学校を通じて配布回収致しました。有効回収数は 1,422 名。率にして 79.0%でございます。調査の項目は、携帯電話の所有状況、携帯電話の種類、使い始めた時期、インターネットの利用状況と保護者の取り組みなどとなっております。

携帯電話等の所有の状況でございますが、小学生で 56.0%、中学生で 77.3%、高校生はほぼ全員が所有しているという状況でございます。特に、中学生でのスマートフォン利用者の増加率が高くなっております。これは、中学進学を機に、スマートフォンの新規契約であったり、子ども向け携帯電話からスマートフォンへの機種変更が増えているからというふうに考えられます。

次に、携帯電話等の種類でございます。小学生では、子ども向け携帯電話が最も多くなっております。中学生、高校生ではスマートフォンが多くなります。

次に、携帯電話等を使い始めた時期でございますが、利用者が 5 割を超えますのが小学生におきましては、小学 6 年生、中学生では中学 1 年生、高校生では中学 2 年生で携帯電話を使い始めるということで、半数を超える時期がだんだん早くなっているということがわかります。また、中学、高校への進学を機に、使い始める事が多いとわかります。

次に、インターネットの利用状況でございます。小学生では全体で 45.0%。5 割を下回りますが、スマートフォンの利用者をみてみますと利用率が高くなります。中学生では全体でも 8 割以上、高校生ではほぼ全員がインターネットを利用しているという状況でございます。

次にインターネット利用にかかります保護者の取り組みについてでございます。インターネットの利用の管理をしているのは、小学生の保護者では 95.6%、中学生の保護者では 89.6%と高くなっておりますが、高校生の保護者では 66.1%と低くなっております。実施しております主な取り組みとしましては、利用に関するルールを決めている、フィルタリングサービスを使っている、大人の目の届く範囲で使わせている、などとなっております。小中高 3 校種とも前年度比較しますと、インターネットの利用を管理していると答えた保護者は増加をしております。実施しております取り組みのうち、フィルタリングサービスを使っていると回答した保護者は大幅に増加をしております。小学生では 12.5 ポイント、中学生では 14.9 ポイント、高校生では 6.0 ポイント増加をしています。この増加の要因としましては、前回の協議会で意見をいただき、改正をいたしました青少年インターネット環境整備法改正に合わせました、奈良県青少年健全育成条例の改正によりまして、保護者にフィルタリングサービスを利用しない場合に理由書の提出を義務付けたこと、全ての携帯電話販売事業者への立入調査、指導などの取り組みによるものと推察をしております。一方で、中学生、高校生の保護者では利用時間や場所等のルールを決めているが減少しています。

次にインターネット利用に関するルールの内容でございます。小学生では利用の場所を決めている、利用を禁止、または利用する内容を決めているという取り組みが上位になります。中学生では利用する場所を決めている、他人を誹謗中傷する書き込みをしないなどの送信・投稿する内容を決めている、が上位に入ります。高校生では他人を誹謗中傷する書き込みをしない等の送信・投稿する内容を決めている、ゲームやアプリの利用料金の上限や課金の利用方法を決めている、という取り組みが上位とな

っております。

次にフィルタリングを利用していない理由でございますが、小学生、中学生、高校生のいずれもフィルタリングを利用しなくても、子どもの適切なインターネット利用を管理できる、特に必要と感ぜないため、という回答が上位になっております。全ての保護者にまずフィルタリングを利用していただけるように、普及、啓発に努めたいと考えております。

これらの結果を踏まえまして、今後の取り組みといたしましては引き続き法及び条例に基づきまして、携帯電話販売事業者全店舗に出向いて、契約時のフィルタリング設定状況の確認、指導を実施すると共に、児童、生徒やその保護者向けの啓発チラシの配布や講習会の開催などを通じまして、フィルタリングの普及と家庭でのルール作りの促進など、啓発の強化に取り組んでまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

村井副会長

では、今の実態調査結果についての説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

目良委員

調査の対象者ですが、公立の学校の1,800名というのが、学年でいうと3学年になり、少ないと思いました。何か学校を指定されてるのでしょうか。

池口青少年・社会活動推進課長補佐

学校は高校が3校、中学校が4校、小学校が6校ということで、県の北部、中部、南部と分けまして、一つの学年のすべての保護者対象に実施しております。

目良委員

公立の小・中学校の場合は地域差は少ないかもしれないけれど、高校は、地域的にも学力的にもどういったところで選定されていますか。

池口青少年・社会活動推進課長補佐

高校の選定方法は、教育委員会を通じ、対象校を依頼しています。依頼の際に高校3校を北部、中部、南部という形でお願いしています。

目良委員

高校間格差なんかもあるのかなと思いましたので、お聞きしました。

村井副会長

学校は毎年、入れ替えというか毎年、違う所になるんですか。

東川青少年・社会活動推進課長

2年に一回、替えております。

村井副会長

おっしゃったように、その対象の学校によって、多少の特色が出てくる可能性は否めないと思えますけれども、一般的な社会意識調査とは違い、限定してやらせていただいているということですが、調査の高校数を多くする、同じ高校にずっと調査するという案もあるかもしれませんが、今はこの方法で続けているということです。

目良委員

その選定校によっては、バイアスがかかると思うので、されるのであれば、学校だ

ったら、一斉に配布し、子どもが持って帰り回答してもらうとか、そういうことも可能なのではないのかなと思います。

東川青少年・社会活動推進課長

すべての学校に対してということですけど、現在の調査方法では調査対象学校の学年の全部の児童・生徒にアンケートを渡しまして、保護者に記入していただいて、また学校を通じて、回収をさせて頂いております。一定のサンプル数を確保するという事で、だいたい各校種とも 500 名以上の回答を得られるような形で実施をさせて頂いております。

目良委員

やはりバイアスはかかると思います。大規模校なのか、小規模学校なのかでも違いますし、地域性もあると思いますので、また、この調査することそのものが啓発活動になると思います。もし、されるのであれば、毎年されて、こちらで集計する分は少なくてもいいですけど、全校生徒に、児童生徒にされたほうが啓発活動としては効果的なのではないかと思います。

東川青少年・社会活動推進課長

ご意見ありがとうございます。また、今年度以降の実施の際に、そういうご意見を含めまして考えさせていただきたいと思います。

榎田くらし創造部長

統計のデータの取り方や統計をどのように活用していくのかということ、いわゆる防ぐための啓発や指導というのはカテゴリーが異なると思います。奈良県内の全ての児童生徒に対して、データを取り集めて、集計を取り、統計を出していく作業というのは、実作業上、大変な作業になり、この目的は統計データを取ることであります。啓発や指導は別途、例えば指導員の派遣や、指導の機会は個々に全体的に実施しており、区別して行っておりますのでご理解いただきたいと思います。

目良委員

統計的に考えたとしても、全体で実施する方がいいと思います。完全にバイアスがかかっていると思います。選定はバイアスがかかると思います。統計的にもバイアスがかかりますし、大変な手間はかかるかとは思いますが、調査全体の結果として啓発につながるのではないかとというつもりでご意見させていただきました。啓発活動として調査をすると言ってるわけではなくて、啓発は啓発で別にされてもいいですが、いろいろな指導員を配置されたとしても、全員の目に行き届くわけではないと思いますから、こういう調査をすることそのものが、啓発につながるのではないかと、たまたま分けて考えてますが、一緒にお話しさせていただきました。

川上委員

全国的な傾向、国がどのようなところに着目して、どうしようとしているのかというのは、おそらく内閣府の調査をご参考にされたと思います。ご参考にされた経緯を教えてください。

東川青少年・社会活動推進課長

内閣府でも青少年のインターネット利用環境実態調査というのを年 1 回されてます。直近は、平成 31 年 3 月に公表されたものですが、その中でインターネットのフィル

タリングを使っている率ですが、今年度の結果は、36.8%、これは青少年の保護者からのアンケートの結果ですが、昨年が44.0%で、今年は36.8%で若干下がった結果が出ております。本件の調査の内容につきましても、設問としましては、内閣府のアンケート調査を参考にしています。

川上委員

もう一点、フィルタリグの話と裏表に関係しますが、いわゆるスマホにダウンロードしたアプリ、どのようなアプリを使用しているのか、ダウンロードしているのか、踏み込んだ項目が調査には出てこないのですが、踏み込んだ項目をおたずねになっていないのですか。

東川青少年・社会活動推進課長

そこまで詳細には調査をしておりません。国の内閣府のアンケート調査では、そのような所まで踏み込んでされているようで、高校生で主に携帯を使っている内容としては、コミュニケーションや動画視聴や勉強の調べものなどのアプリが多くなっています。中学生では、動画視聴や音楽視聴が多くなります。小学生では、動画視聴やゲームなどが多いという結果がでていきますので、年齢が上がりますと、コミュニケーションツールとして使われているのが多いという気がします。

川上委員

私は大学に務めています。先生が話したことで分からないとすぐにスマホで検索している。逆に、先生が「どうせわからない」と思っているときは、すぐ「検索して」と言いながら授業を進める。これはいったいどう考えられますか。学生も先生もおかしいと言われるか、それともこの時代の流れはどうしようもないということなのか。そのところは、全体のビジョンというかプランといたしますか。内閣府にはいったいどういう方向に持っていきたいと思っているんだと私は申し上げたいです。今の状態は業者に流されているだけです。ということで、責任を負わせるとか、そういうんじゃないですけど、ご意見をお願いします。

東川青少年・社会活動推進課長

本当に、私の個人的な印象でございますけれども、今風のやり方かなと思いますが、ネットで検索した場合、それが正しい情報かどうかなかなか分からないと思いますが、いろんな情報が氾濫しておりますので、そこから正しい情報にたどり着くというのは、なかなか難しいと思います。そんな印象です。

川上委員

インターネットでの検索にいろんな意味で、学生も、若い人も、検索した答えに対してすごく依存します。レポートを書くこともほとんどが検索して書くことが常識になってしまい、検索には出てこないような問題を出さないといけない、というのが教員、教授会の中での話です。それが一体、何を追いかけてしているのかよく分からない感じでした。スマホ検索で心がやられてしまいます。自動的に手が動いてしまうわけですから、考える機会が無くなってしまいます。今、歩きスマホが問題になっています。あるいは自動車でスマホを見て事故を起こしてしまいます。今日の議題とは全く関係ないかもしれませんが、国民皆がどうなったらいいのか考えなければいけないのかなと思います。予定調和のように、必ず収まるところに収まる、もしかしたら

この系統の問題には当てはまらないかもしれない、もしかしたら暴走するかもしれない。考えなければいけないなど今改めて思いました。

今井委員

子どもたちは本当に私たちよりもはるかに早い段階で小さいころからスマホのある環境になっています。このアンケートは保護者の方に意見を聞いていますが、もっと子ども自身が、どんなふうを考えているかというあたりを聞き出していき、子どもなりに困ったことやそれから子どもなりにこういう時に使うとか、子どもの声を聞いて対策を立てるといふことが必要と思いました。

田辺委員

先ほどのお話しで、奈良の場合は、昨年、条例改正をしたおかげで、その結果フィルタリングの利用率が高まっているということですが、逆に全国的には落ちてきているということなんです。その落ちている要因はどのようなことが考えられますか。

東川青少年・社会活動推進課長

内閣府の実態調査の報告ですが、そこまでの分析はされてませんでして、結果だけを取りまとめて公表されています。

田辺委員

奈良の条例改正は、説明義務の誠意とそれから希望しない時の署名提出を申請するという義務付けです。全国的にもフィルタリングを強化しようという方向で、各都道府県もしていると思いますが、それにもかかわらず全国的に下がった理由が何か気になり、逆にそれがまた奈良に波及してきて奈良で、せっかく条例制定したけれども、また新たな問題が起こり、下がるという事があるのかなと危惧されました。

葛谷委員

調査結果では、スマホの占める割合が殆どであるという状況で、生まれた時から、気づいたら目の前にスマホが溢れている。実は私の孫も、2歳、3歳になりますが、おもちゃみたいなものを持ちながらスマホを操作する動きをしています。それは今後もっと社会の中に氾濫し、そして、我々が今、考えることが出来ないような新たなリスクも出てくるのではと思います。先ほどの依存の話とか、あるいは支配されている様なお話もございましたが、そういうことも見据えたうえで、果してこのフィルタリングを進めていだけで、解決できるのかという危惧もやはりございます。その条例をさらに強めて、その実効性をさらに強化していく、あるいは啓発も非常に大切な部分であります。調査と啓発は分けてということでしたが、調査をしながら、啓発をしていくという事も可能ではないでしょうか。また非常に有効ではないかという思いもいたします。

榊田くらし創造部長

少しだけ補足をさせて下さい。分けてと申し上げたことは少し誤解を生んだみたいなので、あくまでも、小学校、中学校、高校の教育がどうなのか、そのバイアスの話はよく分かります。ただ、それを見たとうえで、対策の政策の中の一つに啓発というのがあると、われわれ思っておりますので、子どもを守るという観点と、大人も含めて使う能力、スマホはなくなりませんから、子どもは守る対象であると思っております。守る環境をどう作っていくのかという上での保護者の意識を捉えたいというのが、調

査の一つの主旨です。いただいた子どもの意見というのは、調査の中で捉えてませんので大事だと思って伺っています。啓発も含めてデータを見たうえで、小・中・高という子どもに対してどのようにしていくのか、不足している事を取り組みたいと思っています。ただ調査を増やさないと申してませんので、ご意見を頂きましたので、そこは考えていきたいと思えます。

村井副会長

それでは、一つ目の報告を終えさせて頂きまして、また何かありましたらご自由にご意見を伺います。二つ目に、青少年を取り巻く有害環境対策の取り組みについて事務局から説明をお願いいたします。

東川青少年・社会活動推進課長

それでは、資料 2「青少年を有害環境から守る取り組みについて」をご説明いたします。一つ目は県で実施をしております啓発事業でございます。スマートフォンの急速な普及によりまして、青少年がインターネットを介して、犯罪やトラブルに巻き込まれる事例が多発をしております。県におきましても、スマホ、携帯で子どもが悲しむような事件を起こさせない、未然に防ぐという決意のもとに、全力で取り組んでいくところでございます。先ず一つ目、県政出前トークでは、平成 30 年度は、「青少年の健全育成に関する取り組みについて」をテーマといたしまして、少年非行の現状、条例の規制、及びスマホ・携帯の危険性と問題点、その対応策、法例の規制内容につきまして、主に学校関係者に対しまして、20 講座を実施いたしました。

次に、「青少年のインターネットリテラシー向上のための専門講師の派遣」でございますが、インターネットを安心安全に利用するための能力、インターネットリテラシーを高めるための講習会に専門講師の派遣をしております。平成 30 年度は主に、小学校におきまして、38 講座に専門講師を派遣いたしました。

3つめの「奈良県スマホ学生フォーラム」の開催でございます。この授業は高校生、大学生がインターネットの適切な利用に関し、自ら実践してきた事例を発表するなどの機会といたしまして、開催をしているものでございます。昨年度は奈良県社会福祉総合センターにおきまして開催し、高校生、大学生など 93 名の参加をいただきました。

次に「親子で学び考えよう、親子ネットセミナー」の開催でございます。これはスマートフォン等を持ち始める前、または持ち始めたばかりの小学校 4 年生から 6 年生までの児童とその保護者を対象にいたしまして、インターネットの利用に伴う危険性を学び、適切な利用について考える機会としていただくセミナーでございます。昨年度は 61 名の参加をいただきました。

次に、5 と 6 といたしまして、啓発チラシの作成、配布を行っております。児童・生徒の保護者に対しましては、青少年が使用いたします携帯電話端末等のフィルタリングの利用を促進するため、昨年度は 16 万枚のチラシを作成しまして、夏休みに入る前の 7 月中旬に県内の学校の全児童・生徒の保護者 14 万 6000 人に学校を通じて配布をいたしました。また、携帯電話販売事業者に対しましては、法令順守とフィルタリングの普及を図るために店頭で保護者への説明用のチラシを 5 万枚作成し、県内すべての店舗に配布をいたしております。

2 つ目、人材育成事業でございます。この事業では大学生ボランティア指導員養成事業といたしまして、インターネット利用における危険性と安全な利用方法を伝えるための指導者といたしまして、児童・生徒に近い視点を持つ年齢の近い大学生を養成しまして、小中学校への出前授業の講師として派遣をいたしました。昨年度は大学生 9 名がボランティア指導員として養成しまして、小中学校において 12 回生徒に出前授業を実施しているところでございます。

3 つ目、立入調査でございます。奈良県青少年健全育成条例によります立入調査では、青少年をとりまく社会環境の浄化及び、青少年の非行の防止を目的に対象となります営業所、事業所に立入調査を実施しております。昨年度は県内すべての携帯電話販売事業者 145 店舗に立入調査を実施したほか、インターネットカフェ、カラオケボックス、ゲームセンター、コンビニエンスストアなど、合計で 454 店舗に対し、立入調査を実施しております。今年度につきましても、引き続き、同じ内容で継続、実施をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

村井副会長

ありがとうございます。今の議事について、ご意見・ご質問等ありましたら、よろしくお願いいいたします。

今井委員

立入調査をされているということですが、これは、時間帯は夜間に立入調査をするということはあるのですか。

池口青少年・社会活動推進課長補佐

ほとんどは昼間の時間帯ですが、夜間に行くこともございます。数回、夜間に行っております。

今井委員

愛知県の調査を見てましたら、深夜営業施設にこの青少年の健全育成の担当者が、調査に行っているとありまして、やはり、今、子どもがどんな状態かというのを見ているというのにも必要と思います。先ほど、奈良県で深夜、補導された人がどれぐらいいるか県警に聞きました。17 歳以下で、昨年 808 人補導された人がいると言われておりましたので、昼間の時間だけではなく、やはり夜間の立入調査も大事と思いました。

上原委員

人材育成事業で大学生ボランティア指導員養成事業はどんな事を養成されているか内容を教えていただきたい。非常に危険だという事を子どもたちは知らないでしてしまう、援助交際であったり、写真が拡散されていることも小学生はわからないまま、自分を自撮りしているケースも聞いていますので、こういう事の危険性を年齢の近いお兄さんやお姉さん達に聞くと入りやすいと思います。どんなふうに養成されているか聞きたいなと思います。

池口青少年・社会活動推進課長補佐

この大学生ボランティア養成事業は、県内で防犯に関するボランティア活動を行っている大学生有志から募集をかけまして、昨年でしたら 9 名、応募がありました。その大学生を 6 月から 11 月にかけて、月 1 回、もしくは 2 回のペースで、来ていただき、

どういうことを子どもに伝えたいか、そして伝え方で、どういうツールが大事かをパワーポイント等の資料を作成し、その作ったパワーポイントによって、大学生に発表させるデモンストレーションを行った上で、良い点、悪い点を改善し、その後、小学校・中学校に派遣して、この12講座を実施しました。やはり言われましたように、依存の問題や自画撮りの問題等色々な問題がございますので、小学生・中学生にわかりやすいような、内容に指導して、講座を実施し、それに伴い大学生自身もリテラシーを向上するという事で、かなりいい施策だとは思っています。今年も実施いたします。

川上委員

教えていただきたいのですが、先ほどの続きみたいなのところがあるのですが、リテラシーなら向上し、フィルタリングは禁止する話で抑制と促進、いったいどう考えるのですか、私なんか初め、奈良県の青少年問題で、教育研究所で群馬や埼玉の先生方とやりとりしていたんですけど、ここで一番大きく言いたのは、学校の先生ほど抑制しようとする人はいないです。ピントが外れてるのではないのかと思うのですが、県庁部局では、どんな風にお考えになってるのか、そこのところをお聞きしたい。学校の先生からは抑制の話しか私はあまり聞いたことがない、やらせないとか、取り上げるとか、預けるとか、何を今ごろ時代錯誤なことを言っているのかなと、つい思ってしまう。家庭にもあるし、先ほど委員がおっしゃったように、2歳ぐらいからスマホの操作の真似をしているのだから、それを指の動きを止めろと言うことに何の意味があるのか、ということです。リテラシーの話の方へ移行していったほうが現実的な施策である、と思ってしまう。政治の問題なのか、法律の問題なのか、難しいのですけれども、難しいことを承知でどのようにお考えなのか。特に小中学校の先生方への期待はやめた方がいいとつくづく思います。私も教師の端くれですから、よくわかります。基本的に、心理学的に言えばやはり頭ごなしに何かを言いたくなくなってしまう。ですから、先生方に対する啓発が必要だと思います。何かご意見、お考えがあったら、私も勉強したいと思います。

梶田くらし創造部長

うまく伝えられるどう分かりませんが、有益か有害かだと思います。有益・有害の分岐点というのは、幼少期、中学生、高校、大学、そして、大人、世代によって、おそらく限界点みたなのが異なるのかなと捉えています。学校には学校生活のルールがあり、その中で例えば、スマホをどう扱うのかという学校の方針もあると思います。我々行政として何をしていくかという、学校の先生とうまく連携していくのですが、24時間生活しているわけですから、その中で子どもたちをいかに守るのか、守る延長線上で、子どもたち自らの能力をどう高めるのかが、リテラシーの話です。これは両軸だと思います。どこまですればゴールか、ゴールはないと思います。個々人の審査の集合過程だと思います。地域があり、学校があり、それに対して、階層的に我々ができることを頑張っていく。効果については、内閣府の調査もそうですが、数字で、おおくりで見えていかざるを得ない。個々のケースで事件化される場合もありますし、これは地方の場、警察の場もありますから、行政としては、全体として階層的にやっけていかざるを得ないのかな、というのは私の考えです。

東川青少年・社会活動推進課長

フィルタリングにつきましては有害環境に物理的につながらないようにする仕組みというところだと思います。一方やはり、いろんな場面で有害環境につながる場合も決してないと言えないと思いますので、普段からこの内容はどうか、正しいのか間違っているのかとか、こういうことしたらいいのか悪いのか、そういう部分を含めまして、インターネットを使っていく上でのいろいろな経験というか、能力を高めていくというのは、必要なことだと思います。

川上委員

スマホに初めから全部フィルタリングを自動的にかかるように作るということ、むしろ政治の問題かもしれませんけれども、そういうことを抜本的に考えるという発想はないのか、と思います。奈良県で使うスマホだけが、むしろ奈良県の電波は必ずフィルタリングがかかっているんです。いい話だと思いますか。有害刺激がほしい人は個人で対応する。これは、学生から出てきた昨年の卒業論文の中の考察です。なんで大人たちはやらないんだ、と言われました。冗談で「大人はもうすぐ死ぬからその責任が持てないだろな」と言いました。機械文明がこれだけが発達したら、機械文明のマイナスの所を機械文明で抑えるということができて当たり前だと思います。また放言の様な感じで申し訳ないんですけど、これからもうすぐ死ぬとしたら、この後どうなっていくのかビジョンというか、展望というか、見たいと思います。

梶田くらし創造部長

個人的な意見でまったく一緒です。フィルタリング条例を議論した時にまさにシンプルにできないか、相当教えてもらいました。やはりテクニカルな面、法制化面から無理だということで条例の限界で選定をしているんですけど、機械だからできるんじゃないかと、僕らも素人だから、思うんですけど、そこで相当議論はしました。

村井副会長

時間がありましたら、またご意見等をお伺いします。それでは次に移りたいと思います。議事の3であります。奈良県青少年の健全育成に関する条例の改正、骨子案について、事務局からご説明をお願いいたします。

東川青少年・社会活動推進課長

では、お手元の資料の3の1をご覧ください。今回の改正は自画撮り要求行為に対する、つまり、児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止規定の新設と、深夜外出の制限規定にかかります規制対象行為の拡大と罰則の強化、この2点でございます。

まず、1点目の青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止規定の新設からご説明させていただきます。スマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化に伴いまして、青少年がインターネットを介して、児童ポルノや児童買春等の犯罪やトラブルに合う事案が後を絶ちません。特にコミュニティサイト、SNS等を通じて騙されたり、脅かされたりして自らの裸体などを撮影させられたうえ、メール等で送られる、いわゆる自画撮り被害が全国的に増加し、本県においても発生をしております。青少年の自画撮り被害を未然に防止し、また、自画撮りの要求行為事体の抑止につなげていくために規定を新設するものでございます。本規定は何人も青少年に対し、その青少年にかかる児童ポルノ等の提供を求めてはならないという一般禁止規定を設

けまして、その中で青少年が困っているのにもかかわらずその提供を求めたり、また青少年を威迫し、欺き困惑させ、もしくは対象を供与するなどの方法により、その提供を求めるといった悪質な行為に対し、30万円以下の罰金という罰則を設けるという内容でございます。

次に2点目の、深夜外出の制限規定にかかる規制対象行為の拡大・罰則の強化についてご説明させていただきます。この深夜外出の制限規定は本条例が制定施行になりました昭和52年から当時のままの条文をこれまで踏襲して参りました。深夜とは午後11時から翌日午前4時までの時間帯で、保護者の委託や同意を得るなど、正当な理由がある場合のほか、何人もその深夜に青少年を同伴して外出してはならないという規定でございます。青少年を福祉犯や重要犯罪の被害から守るための規定であります。近年、コミュニティサイト、SNS等を通じて、青少年が深夜に呼び出されたり、また、成人宅等に自ら赴き滞在するといった事案があります。現行条例の「同伴して外出」という規制では、対応できない事象が発現してきております。具体的な事例としましては、資料右側の枠囲いの中に記載しておりますが、青少年が児童買春等の性被害に遭う入口となる事案であり、このような事案を規制するために「同伴して外出」という規制対象行為を「連れ出し、同伴、とどめ」という3類型に拡大するものでございます。

これらの規制の罰則ですが、児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止規定については、30万円以下の罰金とし、また深夜外出の制限規定については、10万円以下の罰金または料料としていたところを、30万円以下の罰金と引き上げ、罰則の強化を図りたいと考えております。今後の予定としましては、パブリックコメントを経て、今年の9月県議会に改正案を提出し、児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止規定の一般禁止規定、資料の中ほど(2)の改正内容の①に記載していますが、これは改正条例の公布の日からの施行することとし、児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止及び深夜外出の制限規定の罰則がかかる分につきましては、来年の4月1日からの施行とする予定でございます。詳細につきましては池口課長補佐が説明をいたします。

池口青少年・社会活動推進課長補佐

それでは引き続きまして、説明させていただきます。はじめに、自画撮り要求行為に対する規制の立法趣旨、必要性についてご説明させていただきます。資料3-1をご覧ください。インターネット、スマートフォンの普及とその利用の低年齢化に伴い、青少年がインターネットを介して犯罪被害やトラブルに遭う事案が後を絶たしません。特に、コミュニティサイト、SNS等を通じ、騙されたり脅されたりして、自らの裸体等を撮影させられた上、メール等で送られるいわゆる「自画撮り被害」が全国的に増加し、本県においても発生しています。先ほど、「青少年を有害環境から守る取組」について説明がありましたが、現在、県、県教育委員会、県警察をはじめ、関係機関・団体において、青少年のインターネットリテラシーを高める教育・啓発等を実施しているところですが、青少年の自画撮り被害の発生は止まりません。その要求の手口については、SNS上の誰もが閲覧できる公開領域への書き込みでターゲットとなる青少年を物色し、反応のあった青少年を非公開領域での個別のやり取りに誘導し、一対一での親密なやり取りを重ねて他人に知られたくない秘密等を聞き出し、青少年が要

求を断れない状況に持ち込むなど日々巧妙化しています。非公開領域での個人間のやり取りのため第三者の介入が困難な上、青少年自らが犯罪被害の誘因となる書き込みをする事例も見受けられ、悪意を持つ者が判断能力の未熟な青少年に近づきやすい環境にあります。

近年、被害の低年齢化が進んでおり、また、静止画像に加え動画の拡散による被害も増加しています。今後更に手口が悪質化し被害がより甚大なものとなることが懸念され、効果的な未然防止策を講じることが喫緊の課題となっています。加害者には加害行為を実行すれば各種法令の処罰規定が適用されますが、一旦インターネット上に拡散した自画撮り画像は完全に削除することは困難であり、青少年の苦痛や不安は拭い去れず、被害に遭った青少年が必ずしも救済されるわけではありません。青少年の被害に移行する前の要求段階の行為について、各種法令の適用が考えられるものの、法令の構成要件には至らない方法で要求する場合も数多くあり、従って、現行法令の規定のみでは青少年の被害を未然防止するという観点からはなお十分でない点が存在し、この度、条例改正をする次第です。

加害者が青少年に児童ポルノを要求した場合、その要求行為を規制する児童買春・児童ポルノ禁止法上の規定はなく、未遂罪の処罰規定もありません。加害者の要求により青少年が自画撮りの児童ポルノをメール等で送ってはじめて加害者は児童買春・児童ポルノ禁止法という製造、所持といった罪に抵触し、要求行為についても悪質性が高い場合は刑法の脅迫罪や強要罪、同未遂罪などの適用が可能となります。本規制は、自画撮りの要求段階を規制するもので、青少年に実被害が生じていない段階の行為を規制する必要があるのか、実被害が生じていない段階で青少年が警察に被害申告してくるのか等実効性が期待できないのではないかとといった意見もあるのではないかと思います。また、インターネット上の行為は、本県のみにとどまらないことから、条例による規制より法律により対応することが望ましく、本規制については他の自治体と連携して平成30年7月の全国知事会、同8月の近畿ブロック知事会から国に対し、要望しているところです。

しかし、県として、奈良県の青少年を守るため、また、画像拡散等による二次被害の深刻さを考慮し、法改正を待つこのまま手をこまねていることはできないと考え、条例による規制ではありますが、自画撮り被害の深刻さを県民に広く認識していただき、また、1件でも青少年の自画撮り被害を未然防止するためにも本規制の必要性があると判断した次第です。以上で説明を終わらせていただきます。

村井副知事

では、ただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見等ありましたら、おうかがいをいたします。

目良委員

先ほどからもインターネットのことについては、良い悪いがあつて、気を付けていて、色々ルールを決めて、約束決めをしても、またさらにそれを超えていく、高齢者が詐欺師にかかるのと同じで、判断できない子どもたちを、うまく犯罪に導いてしまうところが、こういう社会がすごく悲しいなと思います。奈良県が積極的に対策に乗り出して実施されている、このご苦労はすごいなと思いますし、子どもたちが騙

されたりすることのないようになればいいと思います。抜け道が沢山あるので、ある程度の罰金とかがなければ規制はしにくいのかと思います。だけどそれをまた、かいくぐっていく考えも出てくるでしょうし、また、条例違反に該当するという所をどこでだれが判断するだろうか、またそのことにひっかかってしまった子どもたちをどのように見つけるのかなとか、思うところはあります。

要は文明の利器がどんどん進んでいく中で、そこから逆行していくことはできない。そういったものにそれぞれの子どもの年代によって、良し悪しを判断する能力があると思いますから、やはり学校の先生にも教育的な配慮をもって、ご指導いただかないと親御さんだけではできないだろうし、どちらの目も親の目も教員の目もくぐりぬけて、悪い犯罪者にひっかかるというところまでいかなくても、お友達同士の間でもトラブルも起こる。また、私たちが分からない所で炎上してしまい傷ついている子たちもいる、こんな社会の中でどうしていったらいいのか、本当に限りなく、いたちごっこをしているのではないだろうか。より規制していても、やはりそこはまたくぐる人が出てくる。奈良県だけが実施しても、奈良県が先にやることはいいことだと思います、もっと全国的に考えていく問題なんだろうかなというふうにも思います。最近、学生の SNS のやり取りを見たんですけど、意味が分かりませんでした。言葉が乏しいというか、それで通用するのがすごいです。「り」と書いたのはなんだと思います。「り」、文字一文字「り」だけです。

「了解」なんだそうです。そんなこと分かりませんよね。そのやり取りの中には、ものすごく傷つくと思うようなやり取りの言葉も入っている場合もあります。読み手の感覚の問題と発信と着信。その問題もあるので、上手に使いこなせられるようにしていくことが必要だと思います。それはその子どもたちの成長、発達に合わせて使い方も上手く指導していく必要もあるだろうし、例えば大学生であれば、インターネットの情報を信じて、何でも書いてしまわないことです。上手に使いこなして、規制してしまって何も使えなかったら、今から社会に生きていきにくくなるので、パソコンも使う必要があるだろうし、だからそのバランスをどうしていくかというのは、皆が共々考えていく問題と思いました。

上原委員

子どもたちが、なりすましの人とメールでやり取りした時に、相手が見えないからこんな風に聞いてくれる大人がいると信用してしまう。文章だけでいい人だと思い、会うと全然違う人だったというのはよく聞きます。そのやり取りを必要としている、聴いてほしいというのが子どもたちにあるのであれば、それ以上のことを大人が考えていかないととつくづく思います。

藤本委員

私は評論家でも研究者でもありませんので、皆さんのような、的確な言葉、発言はできないと思っておりますけども、PTA の立場、保護者の立場からの発言となります。ご容赦ください。今回の件につきまして事前に案件をいただき、協議会の役員の意見を求めました。ただ全体的に協議を行う時間がございませんでしたので、あくまでも個人の意見として、お聞きいただけたらと思います。

まず、大前提として、強制力というよりも教育力で対応していただくということを

考えていただけたらと思います。条例に対して、ここをこうすべきですとか、そういった意見は特にございませませんが、条例を施行するにあたり、思うところを申し上げさせていただきたいと思います。条例の罰則強化で縛っても根本的な解決にはまずならないだろうと、自分や他人を大切にすることの啓発やネット社会の怖さを伝えるなどの教育の力によって、青少年を健全に育む環境を作っていく、大人の社会をこういうことに力を尽くす、というのが大切だと思います。悪い大人を取り締まることは必要ではありますが、安易に罰則を強化したり、対象範囲を拡大するということは子どもにとっても、誤ったメッセージを発信しかねないと思います。先ほどもありましたように、どんなに罰則を強化しても、網の目をくぐり、いろんな方向で問題自体は全部、なくなることはないと思います。どんなに罰則を強化した所で、満たされない思いを強めた人たちは、深く傷つけられた人は簡単に刃を向けるということはずっと繰り返して行われていると思います。

個々の問題に対して、一つ一つ関わっていくっていうのは正直、不可能なことだと思いますが、教育により防げる部分は大きいのではないかと思います。児童ポルノに関して意見があり、求めてはいけないことはもちろんですが、自ら送ってもいけないことにはできないのだろうかという意見もありました。小・中学生は生まれたときから、ネット社会の中に囲まれた環境にいるので、いわば、ネット社会が当たり前の社会になっています。自分を表現する手段、ツールとして、動画をアップすることは特に何の抵抗もなく、深く考えずに、先のことを見ずに安易にされている方も多くいます。そういうのと同じで安易な気持ちで画像を送ってしまう子がいるかもしれない、そういった方に対して、送る側も何らかの罰則ではないですが、そういうのが示せばいいのかなと思います。大前提として、子どもたちが犯罪に巻き込まれないようにするために、何故そのような相手に出会ってしまったのか原因を探ること、根本をどう解決していくかを皆で考えなければならないのかなと思います。

東川青少年・社会活動推進課長

強制だけでは根本的には解決にはならないというご意見もいただきました。決してこの条例改正によって、解決する問題とは考えておりませんし、条例改正によりこういった事案が少しでも減るようという抑止力の点でも、一定の効果を期待しているところがございます。また、一方でやはり規制と啓発というのはセットだと思っておりますので、県あるいは教育委員会、警察、いろんな関係の部署と協働しまして、今後も継続して、啓発活動を、条例の改正内容等につきましても周知していきたいと考えています。その他の事も含めまして、インターネットのフィルタリングの使用や家庭内で使うルールづくり、そういった取り組みも含めまして、啓発にも当然力を入れて進めていきたいと考えております。

藤本委員

条例の周知についてですが、チラシを配ったりなどといった形で、啓発活動をされているようですが、正直知らない方が多すぎると思います。一方通行、一方方向からの発信になってしまっていて、受ける側はどれだけ受け止めているかが、やはり数的にかなり少ないのかと思います。チラシを配る、インターネットでお知らせするというだけでは不十分と思うので、子どもたち、保護者、大人にいかに伝わる、確実に伝

えることができる方法はないかというのも考えました。例えば学校で学んだ後に、家に帰って、保護者と話し合うという宿題を出してもらうことも一つの手ではないのかなと思います。また、いろんなところで講演とかされますが、子どもたちが興味を持つ、記憶に残るような学び方を推進していただけたらなと思います。

梶田くらし創造部長

我々がずっと日々悩んでいることですが、今日の改正条例は、自画撮りという言葉もあります。今、少し社会問題になっているものに対して、少しでも抑止をしようというのが一つの狙いで、委員がおっしゃっているように一言で言うと奈良県の青少年条例というものを、どれだけ多くの人が認知しているのかという課題、問題提起だと思います。学校現場と担当課、私も勉強させていただきますが、青少年健全育成条例は体系的には青少年の有害対策全体を網羅していますが、今日議論していただいても含めて青少年健全育成条例というのを教育現場、あるいは、地域であったり、どうやっておっしゃっていただいているように、具体的な接点を持って、何かできるのか、宿題でもいいと思います。家庭、学校、地域などと取り組むというこのことをやはり考えていきたいと思っています。

川上委員

啓発のことと絡むのですが、事例の問題とそれから全体の数字の問題の兼ね合わせがあります。事例が個別で起こると行政は動くことができる。そこで、自殺サイトというのがあり、自殺サイトを通じて一緒に死んでいる方がいます。奈良県にいます。何が言いたいと言ったら、事例があっても、学校現場で起こったことは学校現場から発信は期待できないかと思っています。それが何故かと言うと、若者の自殺者は結構あるのですが、若者の自殺はカウントされても、上がって来ないです。たとえ、個別であっても、自殺サイトの話が1例でも、2例でも、本当はないがしろにははいけないことであると、誰でも考えることだと思うんですが、そういう事例と若者の自殺全体の傾向と言っても取扱いを何とかうまく運べないかと思っています。自殺サイトの傾向に関する報告です。把握をしておられるのかどうかということをお教えいただきたい。若者の自殺というか、学校の子どもの自殺を数字として具体で把握をしておられるのかどうかということをお教えいただきたい。

池口青少年・社会活動推進課長補佐

県として青少年の自殺の件数とか把握しているかということですが、あることは把握しております。

川上委員

事件化するのとは大抵、被害者や自殺された家族等の周りの人が告発することによって事件化するという流れになります。事件化をすすめるわけではなく把握してるかどうか大きな話で、子どもの自殺があることを、お互い分かってないといけない。まず前提として、事例を調査する必要もないかもしれないがわかっていること、把握することが大切。

東川青少年・社会活動推進課長

当然、いろいろ、新聞等で載る場合もありますし、そういう意味ではあるというのは承知しております。

今井委員

今の若い人たちがこれから自分たちで生きていく時代、将来の希望を持ったり、自分たちが社会をつくる主体だとか、そういう意識が非常に薄れている気がします。新聞を見てましたら、スウェーデンが、若い人たちの自分たちが担い手だとの自覚が非常に高く、30歳以下の人の投票率が81%であった。それはいろんな所で若者の自治ということが、子どものころから地域や学校、いろんな所でネットワークができていて、そして、自分たちが社会の担い手になり、自覚を持ちいろんなことに意見を言い、その若者の意見を取り入れられながら、いろんな社会のことが作り上げられているということで、非常に今の日本にとって欠けているところと感じましたので、会議の最初にもっと子どもの意見に耳を傾けてということをおっしゃっていただきました。今日もいろいろありましたが、一番必要な所に情報が行かない。いくらチラシを配っても、かばんの中に丸めて、親に見せなかったら、そこまで。親に見せたくても、夜、お母さんが仕事に行ったりとか、機会がなかったり一番知らせなきゃいけないところに、伝わらないとか、そういうあたりから、根本的なところを考えないと、なかなかこの問題というのは、出てきた現象に対して、いろんな対策を行政で行うわけですが、少し大本を考える必要があるのかと思います。

村井副会長

他にございませんか。条例改正に関する事2点大きくありまして、自画撮りの関係と、それから深夜外出の制限の関係、事務局のほうから補足説明はございませんか。

時間となりましたので、今日の審議は終わりたいと思いますけれども、他ございませんか。特にないようですので、それでは本日の審議、これをもって終わらせて頂きたいと思います。委員の皆様、本当にありがとうございました。

事務局

これをもちまして、令和元年度奈良県青少年問題協議会を閉会とさせていただきます。長時間にわたりご審議いただきまして、どうもありがとうございました。